

令和5年度高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」公式 Instagram 運用委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和5年度高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」公式 Instagram 運用委託業務

(2) 事業の目的

高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」（以下、「本博覧会」という。）の公式 Instagram アカウントを活用した戦略的な情報発信を行うことにより、本博覧会や本県に関する日本全国からの興味関心と訪問意欲を高めることで、多くの誘客につなげるとともに、持続可能な観光振興につなげることを目的とします。

(3) 事業内容

別途定める「令和5年度高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」公式 Instagram 運用委託業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 見積限度額

16,796千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和5年度高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」公式 Instagram 運用委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当協会と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 地方自治法施行令第167条の4（別紙1-1）の規定に該当しない者であること

(2) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者で

あること

- (3) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）（別紙1-2）に該当しない者であること
- (4) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 説明会

日程：令和5年4月17日（月）15:30～16:30（予定）

場所：高知城ホール中会議室（高知市丸ノ内2丁目1-10 高知県教育会館高知城ホール）

会場の都合により、1参加者当たり2名までの参加とします。

なお、説明会の参加は、本プロポーザルの参加要件ではありません。

7 質疑と回答

質問がある場合は、別紙様式Aにより持参、又はFAXもしくは電子メールで受付します。電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和5年4月20日（木）までにこうち旅ネットHP内（<https://kochi-tabi.jp/corp/>）に掲載します。

質問受付期限：令和5年4月18日（火）15時必着

8 参加申込及び資格要件の審査

本プロポーザルへの参加申込は、参加申込書（別紙2）に参加資格要件の確認書類を添えて提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（別紙2）
- イ 法人の概要書（任意様式）
- ウ 都道府県税の納税証明書【コピー可】（発行3か月以内のもの）
- エ 消費税及び地方消費税の納税証明書【コピー可】（発行3か月以内のもの）

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和5年4月24日（月）15時 必着

イ 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

ウ 提出先

〒780-0056 高知県高知市北本町2-10-10（こうち旅広場内）

公益財団法人 高知県観光コンベンション協会

担当者：プロモーション部 安岡・森田・山口

T E L : 088-823-1434

(3) 資格要件の確認

当協会へ提出された参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認を行い、その結果を令和5年4月25日（火）までに、電子メールにて申込者へ通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 当協会は、資格要件を満たさない申込者に対して、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。また、通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（当協会の閉所日を除く。）以内に、書面により当協会に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 当協会は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（当協会の閉所日を除く）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める〔令和5年度高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」公式 Instagram 運用委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領〕のとおり

10 審査

別途定める〔令和5年度高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」公式 Instagram 運用委託業務公募型プロポーザル審査要領〕に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和5年5月16日（火）（予定）までに、すべての参加者に文書を発送します。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱に基づいて対処するものとします。

12 日程

令和5年4月17日(月)		説明会の開催
令和5年4月24日(月)	15時必着	参加申込及び参加資格確認書類の提出〆切
令和5年5月8日(月)	15時必着	企画提案書〆切
令和5年5月15日(月)		審査委員会(予定)
令和5年5月16日(火)		審査結果通知(予定)

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（当協会及び審査委員会での使用に限る）。
- (3) 提出された企画提案書は、公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱に基づき、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同要綱第3の3の(3)（別紙1-3）の規定により非開示とすることができますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式Bにより

提出してください。

開示・非開示の判断は様式Bに基づき行うものではなく、様式Bを参考に同要綱に基づき、当協会が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 問い合わせ先

〒780-0056 高知県高知市北本町2-10-10 (こうち旅広場内)

公益財団法人 高知県観光コンベンション協会

担当者：プロモーション部 安岡・森田・山口

T E L : 088-823-1434 F A X : 088-873-6181

E-mail : kochitabi@kvca.jp

15 その他

- (1) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。なお、辞退することによって、今後、当協会との取引が不利になることはありません。
- (2) 企画提案書等の作成に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員及び当協会職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

地方自治法施行令<抜粋>

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

令和五年三月二三日政令第七一号

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ～ (4) 略

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 略

公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱<抜粋>

第3 公開の手続

- 1 何人も、協会に対して協会が保有する文書等の閲覧又はその写しの交付（以下「開示」という。）を申請することができる。
- 2 協会が保有する文書等の開示を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
なお、申請者は、高知県庁内の情報公開コーナーを経由して協会に申請することができる。
- 3 協会は、次の各号のいずれかに該当する情報が記載されている文書等を除き、開示するものとする。
 - (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。但し、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報
 - イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名
 - (ア) 協会の職員
 - (イ) 国家公務員及び地方公務員
 - (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員
 - (3) 法人その他の団体（協会等並びに国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。但し、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる恐れのある情報
 - (5) 協会又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下、「国等」という。）が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの。
 - ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務事業若しくは将来の同様の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの
 - イ 協会内部又は協会と国等相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるおそれがあるもの

- ウ 国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、協会と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの
- (6) 協会の要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は他の法人等から協会へ提供された情報であって、開示することにより当該個人又は法人等、当該協会との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが認められるもの。

但し、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。

- 4 協会は、文書等が上記「3」のいずれかに該当する情報を記録した部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、文書等の開示の申請の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については開示しなければならない。